

令和7年度いじめ防止基本方針

浜田市立第二中学校

1 はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識のもと、いじめのない学校・学級、安心・安全な学校・学級を築くためにこの基本方針を策定する。

学校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、訴えを真摯に受け止め、生徒の人権および安心して生活する権利を守る立場に立って、事実関係を確かめ、対応にあたる。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、一定の人間関係にある生徒等が、心理的または物理的な影響を与える（通信機器を仲介するものも含む）行為で、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているものである。

3 いじめ防止にむけた基本的な考え方

（1）生徒に対して

- ・「認め合い・高め合う」集団づくりを通して、「いじめを許さない」風土を構築する。
- ・規則やルール・マナーを守る規範意識の育成に努める。
- ・わかる授業を通して、基礎・基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感を味わわせる。
- ・道徳や特別活動等の時間を通して心の教育を推進し、判断力・実践力を育てる。
- ・「傍観者も『いじめ』に加わっている」ことを認識させ、いじめに気づいた時の対処法などの具体的行動を身につけさせる。

（2）保護者・地域に対して

- ・生徒の発する変化のサインに気づいたら、学校に早く相談することの大切さを伝える。
- ・課題解決には、家庭・地域・学校の連携が必要なことを伝え協力をお願いする。

（3）学校として

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくり、「おもいやりの心」「命の大切さ」を育む。
- ・月に1回いじめに関するアンケート、教育相談、学校評価アンケート等を実施する。
- ・安心して生活できる「居場所」づくりに努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・まず関わることを基本とし、生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持ち、生徒会や保護者会と連携して取組を行う。
- ・積極的生徒指導を推進し、誰にでも相談できる体制を構築する。
- ・生徒の変化に気づく、敏感な感覚を養い、職員同士の情報交換を密に行う。
- ・いじめの「構造」や、いじめ問題の「対処法」、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返る研修等、教職員の資質向上に資する校内研修の充実を図る。
- ・諸問題・諸課題を発見した場合は、管理職の指導のもと、組織として対応し、教育委員会や関係機関への報告と相談を緊密に行う。

4 早期発見・早期対応の在り方

（1）早期発見

- ・生活ノート（ディリーライフ）や自学ノート、提出物を活用して、気づきを早める。
- ・日頃から家庭連絡と家庭訪問を積極的に行い、保護者との関係づくりと情報収集に努める。
- ・保健日誌を活用し、心身の不調を訴える生徒の様子を把握し、対応に活かす。
- ・教育相談や各種アンケートを実施する。
- ・アンケート QU を活用する。

(2) 早期対応

- ・管理職の指導のもと、組織として対応する。
- ・初期対応を慎重かつ迅速に行う。
- ・学校と家庭（保護者）との指導・支援の連携を図る。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図り、指導・助言を求める。

5 教育相談体制・生徒指導体制の確立

(1) 教育相談体制

- ・日々の面談や観察、ふれあいを通して、悩み事を言い出しやすい関係を構築する。
- ・学期に1回の教育相談週間を設定し、最優先で相談にあたる時間を確保する。
- ・担任以外の教職員と相談可能なアンケートを作成し、生徒から教職員の逆指名も可能とする。
- ・規律を保ちながらも、入りやすい保健室を意識し、悩み相談が行いやすい場の確保を行う。
- ・SCやSSWを積極的に活用する。

(2) 生徒指導体制

いじめ防止拡大委員会

- ①「いじめ防止対策委員会」が中心となり、いじめ対策の指導、支援、コーディネートを行う。
 - ・「いじめ防止対策委員会」は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭で構成し、常設する。また、重大事態発生時の指導、助言、調査、委員会の評価を求める時には、学校評議員、PTA役員を委員として加える。

②いじめ対応チーム

- ・「いじめ防止対策委員会」の下に、対応する組織として、「いじめ対応チーム」を置く。
- ・「いじめ対応チーム」は、校長、教頭、生徒指導主事、当該学年主任、当該担任及び、事情に詳しい教職員で構成し、対応原案を「いじめ防止対策委員会」に諮ると共に、早期対応の中心として、役割分担をして事態に対応する。

③その他

- ・報告、連絡、相談を密にする。特に、いじめ発見時に、必ず校長、教頭、生徒指導主事、学年主任全員にすみやかに報告が届くようにする。
- ・「委員会」や「チーム」を中心に、組織で事態に対応する。
- ・生徒指導主事と管理職を中心に、関係機関との連携を密にし、指導や助言をあおぐ。
- ・生徒指導職員会や生徒指導部会、職員朝礼を活用し、全職員で情報の共有を図る。

6 重大事態発生時の対応といじめ対応の手順

(1) 重大事態発生時の対応

①重大事態となる定義

- ・いじめにより在籍する生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

②重大事態の調査と報告

- ・重大事態発生時には、すみやかに教育委員会に報告する。調査主体が学校の場合、「いじめ防止拡大委員会」が中心となり調査を行う。調査主体が教育委員会の場合、市の「いじめ防止対策推進委員会」の指導・助言を受け、調査を行う。いずれの場合もすみやかに、教育委員会並びに市長に報告する。

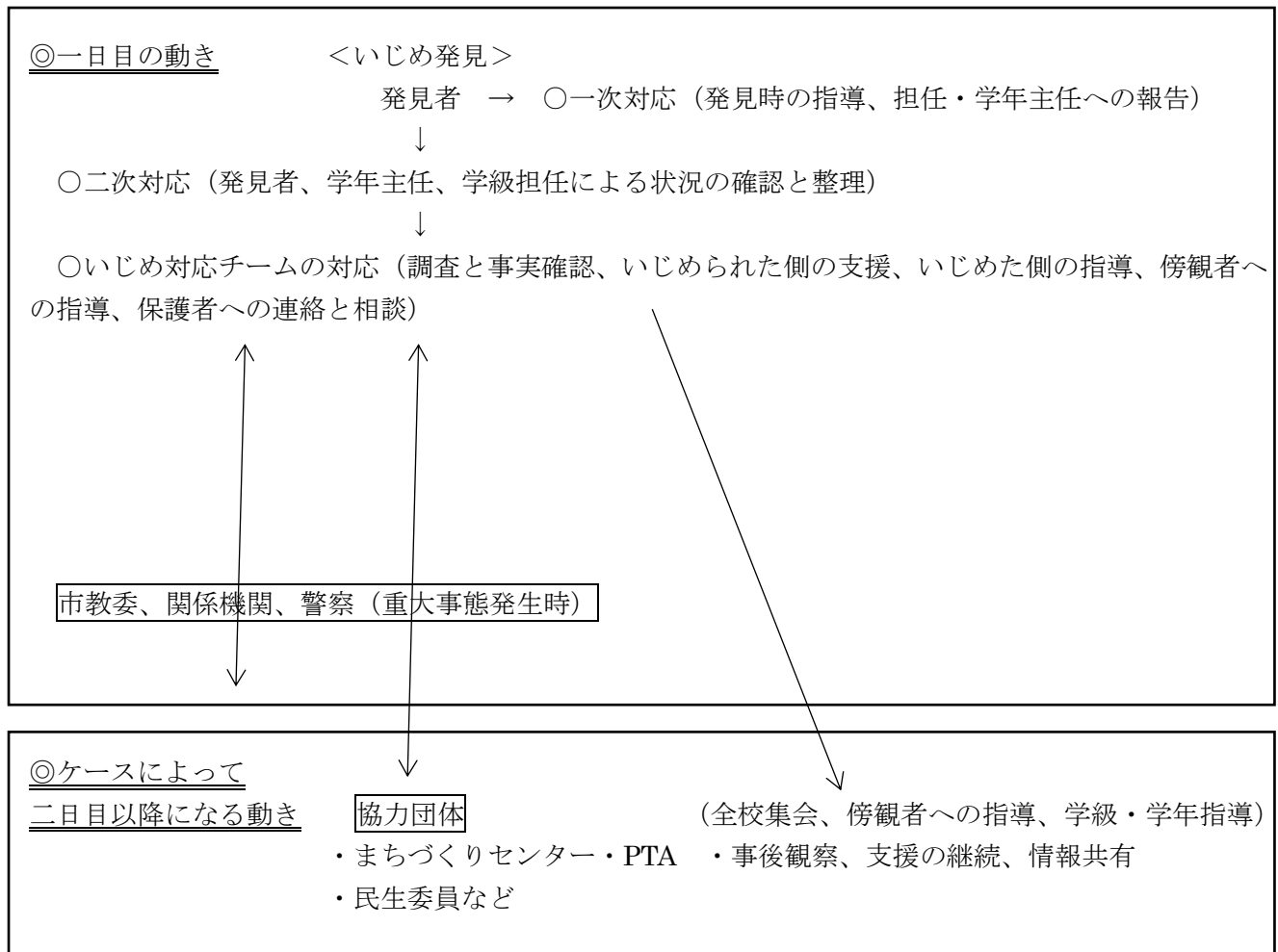
(2) いじめ対応の手順

①いじめ発生時の基本的な指導計画

いじめ発生→事実の調査→初期対応と背景究明（チーム・委員会对応）→

→継続指導・評価・事例研究

②学校内の動きと組織図



7 いじめ防止基本方針の評価

- ・いじめ防止委員会の開催
- ・PDCA サイクルの考えに従った「取組評価アンケート」の実施